

大阪狭山市立西小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

『大阪狭山市立西小学校いじめ防止基本方針』は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法や国のいじめ防止基本方針、大阪狭山市いじめ防止基本方針に基づき、大阪狭山市教育委員会・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1. 大阪狭山市立西小学校いじめ防止基本方針の策定にあたって

いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、いじめへの対処など、いじめ防止の全体に係る内容を全教職員が共通理解し、体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載することが必要であることをふまえ、次の観点から、大阪狭山市立西小学校いじめ防止基本方針を策定する。

- ①「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という認識を持つ。
- ②学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、その具体的な指導内容のプログラム化を図る
- ③校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る
- ④いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定める
- ⑤チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する
- ⑥『大阪狭山市立西小学校いじめ防止基本方針』がよりよく機能することをめざした PDC A サイクルを確立する
- ⑦策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する

2. いじめ防止対策委員会の設置

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやことをされる等

(3) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。暴力を伴わないいじめであつても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は、身体に重大な危険を生じさせうるという理解が必要である。

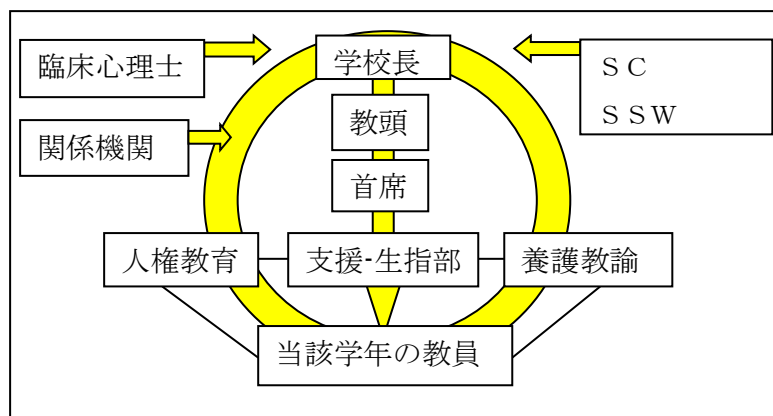
(4) いじめ防止対策委員会の構成

いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、首席、当該学年の教員、生活指導担当、人権教育担当者、養護教諭で構成する。

(5) いじめ防止対策委員会の役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

西小学校いじめ防止対策委員会



(6) いじめ防止対策委員会の活動

- ①いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報の収集と記録を行い、共有された情報を基に、組織的に対応する
- ②いじめであるかどうかの判断を組織的に行う
- ③教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全ていじめ防止対策委員会に報告・相談する
- ④各学年のいじめに関する取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を行う
- ⑤適切に外部専門家の助言を得ながら、機動的に運用できるよう、学校の実情に応じて工夫する
- ⑥重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する
- ⑦いじめ防止に関する教職員の資質向上を図るため、専門家や関係機関と連携しながら児童理解、カウンセリング、携帯電話やネット等に関する研修を行う。

(7) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという認識に基づき、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力や人権意識を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにと

らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、大阪狭山市教育委員会や関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

※ 各教職員の具体的な取り組みの内容については、次ページ参照

(8) いじめ防止等の職務別ポイント

	学級担任等	養護教諭	支援・生徒指導部	管理職
いじめ防止	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的にいじめを許さない学級の雰囲気醸成 ・いじめを見つけたら先生に知らせる等、傍観者にならない指導の徹底 ・個を大切にしたり分かりやすい授業づくり ・不適切な認識や言動で児童の心を傷つけないよう人権意識の高揚 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から児童が話しかけたり相談したりしやすい雰囲気を醸成 ・保健委員会など様々な教育活動の場で、命の大切さを指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等できじめ問題を取り上げ、教職員間の共通理解を推進 ・日頃から関係機関との情報交換や連携の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校朝礼等できじめ問題に触れ、いじめを許さない学校の雰囲気を醸成 ・道徳教育、人権教育、読書活動・体験活動の計画的推進 ・児童の自己肯定感が育つよう教職員への働きかけ
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から児童との信頼関係構築に努め、些細な変化も見逃さない感性 ・雑談や日記等を通して、児童の交友関係や悩みなどを把握 ・個人懇談や家庭訪問の機会を活用した教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童との会話や表情の中などから、いつもと違う様子が伺えたら、その機会をとらえて悩みを聞き出す ・学級担任とのきめ細やかな連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なアンケート調査の実施 ・保健室、スクールカウンセラー、電話相談など、相談窓口の周知 ・休み時間や放課後の校内巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ・つながりポストを設置し児童の SOS を早期に把握 ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制になっているか定期的に点検
いじめに対する措置	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>いじめ防止対策委員会で組織的に対応する (校長、教頭、首席、当該学年の教員、支援生活指導部、人権教育、養護教諭)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめと思われる行為を発見した場合直ちにその行為を止める。 ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。 ・発見、通報を受けた場合は、聞き取りなどを通して正確な実態把握を行う。 ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。 ・家庭訪問等により、保護者に事実関係を伝え、今後の連携方法について話し合う。 ・いじめの加害児童、被害児童への適切な指導と、保護者への適切な対応を行う。 ・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無を確認する。 			

(9) いじめ防止年間活動計画

月	活動 学：学校 児：児童の活動など 保：保護者	活動内容 (職員間での情報共有を常に行う)
4	学：職員会議 学：支援生指部会	・学校の指導方針の周知 ・いじめのない学校・学級づくり
5	学：生指支援全体会 学：職員会議 学：支援生指部会	・学校全体で気になる児童、配慮を要する児童の対応を共有する ・気になる児童の報告
6	学：職員会議、支援生指部会 児：いじめアンケートの実施	・気になる児童の報告 ・低・中・高学年部会に分かれ児童の情報を共有する ・いじめ実態の把握
7	学：職員会議、支援生指部会 保：個人懇談 児：児童面談	・気になる児童の報告 ・家庭との情報共有 ・教員による面談
8・9	学：職員会議、支援生指部会 学：生指支援全体会	・気になる児童の報告 ・学校全体で気になる児童の対応を共有する
10	学：職員会議、支援生指部会	・気になる児童の報告
11	学：職員会議、支援生指部会 児：無記名式アンケート	・気になる児童の報告 ・いじめ実態把握
12	学：職員会議、支援生指部会 保：個人懇談 児：いじめアンケートの実施	・気になる児童の報告 ・いじめ実態の把握 ・家庭との情報共有
1	学：職員会議、支援生指部会	・気になる児童の報告
2	学：生指支援全体会 学：職員会議 学：支援生指部会	・学校全体で気になる児童の対応を共有する (次年度へ向けて) ・気になる児童の報告
3	学：職員会議、支援生指部会 児：いじめアンケートの実施	・気になる児童の報告 ・いじめ実態の把握

3. 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

1) 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、大阪狭山市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、大阪狭山市教育委員会へ、事態発生について報告する。

3) 調査の趣旨及び調査主体について

第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに大阪狭山市教育委員会に報告し、大阪狭山市教育委員会が、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が発生した場合には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と大阪狭山市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

大阪狭山市教育委員会と学校自身は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果に基づき、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。これらの調査を行うに当たっては、「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、大阪狭山市教育委員会、関係機関とより適切に連携して、対応に当たる。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

5) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(2) 調査結果の提供及び報告

1. いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校には、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

また、学校が調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要かつ適切な指導及び支援を行う。

2. 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて報告する。

(3) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期

間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。